

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案中修正新旧対照条文

(傍線の部分は修正部分)

修正案	旧条文
<p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律</p> <p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二条の二」に、「第七十二条の四十九の六」を「第七十二条の四十九の十」に、「第七十二条の四十九の七」を「第七十二条の四十九の十一」に改める。</p> <p>第十五条の九第三項中「第二十條の九の三第四項ただし書」を「第二十條の九の三第五項ただし書」に改める。</p> <p>第十七条の四第一項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を加える。</p> <p>第十七条の五第一項中「決定又は賦課決定」を「又は決定」に、「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に</p>	<p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律</p> <p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二条の二」に、「第七十二条の四十九の六」を「第七十二条の四十九の十」に、「第七十二条の四十九の七」を「第七十二条の四十九の十一」に改める。</p> <p>第十五条の九第三項中「第二十條の九の三第四項ただし書」を「第二十條の九の三第五項ただし書」に改める。</p> <p>第十六条の四第十二項中「<u>国税通則法</u>」を「<u>国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律</u>」に改める。</p> <p>第十七条の四第一項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を加える。</p> <p>第十七条の五第一項中「決定又は賦課決定」を「又は決定」に、「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に</p>

改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「道府県民税及び市町村民税の均等割（第二十六条第一項及び第三百十二条第一項に規定する法人に対して課するものに限る。）若しくは法人税割に係る更正若しくは決定、道府県民税の利子割、法人の行う事業に対して課する事業税若しくは特別土地保有税に係る更正、決定若しくは加算金の決定又は」を削り、「固定資産税若しくは」を「固定資産税又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「課税標準若しくは」を「課税標準又は」に改め、「更正若しくは」及び「又は加算金の額を減少させる加算金の決定」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。当該更正に伴う加算金の決定をすることができ期間についても、同様とする。

3 賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。

第十八条第一項中「本款」を「この款」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号」を「第十七条の五第二項又は前条第一項第一号」に、「第二号又は」を「第二号若しくは」に、「同条第一項第一号」を「第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号」に、「又は同条第三項各号」を「若しくは同条第三項各号」に改める。

改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「道府県民税及び市町村民税の均等割（第二十六条第一項及び第三百十二条第一項に規定する法人に対して課するものに限る。）若しくは法人税割に係る更正若しくは決定、道府県民税の利子割、法人の行う事業に対して課する事業税若しくは特別土地保有税に係る更正、決定若しくは加算金の決定又は」を削り、「固定資産税若しくは」を「固定資産税又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「課税標準若しくは」を「課税標準又は」に改め、「更正若しくは」及び「又は加算金の額を減少させる加算金の決定」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。当該更正に伴う加算金の決定をすることができ期間についても、同様とする。

3 賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。

第十八条第一項中「本款」を「この款」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号」を「第十七条の五第二項又は前条第一項第一号」に、「第二号又は」を「第二号若しくは」に、「同条第一項第一号」を「第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号」に、「又は同条第三項各号」を「若しくは同条第三項各号」に改める。

第十八条の四第一項中「第二章」の下に「(第八条を除く。)」を、「第三章」の下に「(第十四条を除く。)」を加える。

第十九条中「本款」を「この款」に改め、同条第五号中「第七十二条の四十九第一項」を「第七十二条の四十八の二第一項」に改める。

第二十条の九の三第一項中「一年」を「五年」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を地方団体の長に提出しなければならない。

第一章第十五節中第二十二条の次に次の一条を加える。

(虚偽の更正の請求に関する罪)

第二十二条の二 第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書に偽りの記載をして地方団体の長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、そ

第十八条の四第一項中「第二章」の下に「(第八条を除く。)」を、「第三章」の下に「(第十四条を除く。)」を加える。

第十九条中「本款」を「この款」に改め、同条第五号中「第七十二条の四十九第一項」を「第七十二条の四十八の二第一項」に改める。

第二十条の九の三第一項中「一年」を「五年」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を地方団体の長に提出しなければならない。

第一章第十五節中第二十二条の次に次の一条を加える。

(虚偽の更正の請求に関する罪)

第二十二条の二 第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書に偽りの記載をして地方団体の長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、そ

の代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条第一項第四号の四中「第六十八条の十の二第五項」及び「第六十八条の十二第七項」を削り、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える。

九 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

九の二 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

九の三 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 所得税法第二条第一項第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定（ホにおいて「要介護認定等」という。）を受けている者

ホ 道府県民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

の代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条第一項第四号の四中「第六十八条の十の二第五項」及び「第六十八条の十二第七項」を削り、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える。

九 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

九の二 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

九の三 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 所得税法第二条第一項第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定（ホにおいて「要介護認定等」という。）を受けている者

ホ 道府県民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

九の四 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

九の五 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、前年の合計所得金額が五百万円未満である道府県民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二十四条の二第五項の表第五十三条第四十四項の項中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第四十三項」に改める。

第二十六条の見出しを「（徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二十七条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

九の四 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

九の五 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、前年の合計所得金額が五百万円未満である道府県民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二十四条の二第五項の表第五十三条第四十四項の項中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第四十三項」に改める。

第二十六条の見出しを「（徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二十七条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三十二条第八項中「当該純損失」を「当該純損失の金額」に改め、  
「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に」を削り、「その後において」を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の道府県民税について連続して」に改め、「（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」及び「連続して」を削り、同条第九項中「第四十五条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第三項」を「第四十五条の二第一項又は第三項」に、「提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において」を「提出し、かつ」に改め、「（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を削り、同条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

第三十二条第八項中「当該純損失」を「当該純損失の金額」に改め、  
「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に」を削り、「その後において」を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の道府県民税について連続して」に改め、「（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」及び「連続して」を削り、同条第九項中「第四十五条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第三項」を「第四十五条の二第一項又は第三項」に、「提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において」を「提出し、かつ」に改め、「（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を削り、同条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

第三十四条第一項第十一号を次のように改める。

十一 控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族 三

十三万円（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、当該納税義務者の前年の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十三万円から当該納税義務者の前年の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金額（当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を控除した残額）

ロ 特定扶養親族 四十五万円

ハ 老人扶養親族 三十八万円

第三十四条第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号ハ」に改め、同条第九項中「特定扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を削り、「時の現況による」の下に「ものとし、同項第九号の三ホに規定する要介護認定等を受けている者が同日前に既に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況による」を加える。

第三十四条第一項第十一号を次のように改める。

十一 控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族 三

十三万円（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、当該納税義務者の前年の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十三万円から当該納税義務者の前年の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金額（当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を控除した残額）

ロ 特定扶養親族 四十五万円

ハ 老人扶養親族 三十八万円

第三十四条第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号ハ」に改め、同条第九項中「特定扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を削り、「時の現況による」の下に「ものとし、同項第九号の三ホに規定する要介護認定等を受けている者が同日前に既に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況による」を加える。

第三十七条第一号イの表(8)中「控除対象扶養親族」の下に「特定成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。

第四十五条の二第一項第七号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。

第四十五条の三の二第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額が五百万円以上である給与所得者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。

第四十五条の三の三第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。

第五十条の七第一項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第五十二条第二項第四号中「次条第三十項、第三十一項、第三十三項及び第三十六項」を「次条第二十九項、第三十項、第三十二項及び第三十五項」に改める。

第五十三条第一項中「第三十項及び第三十一項」を「第二十九項及び第三十項」に、「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第二

第三十七条第一号イの表(8)中「控除対象扶養親族」の下に「特定成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。

第四十五条の二第一項第七号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。

第四十五条の三の二第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額が五百万円以上である給与所得者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。

第四十五条の三の三第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。

第五十条の七第一項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第五十二条第二項第四号中「次条第三十項、第三十一項、第三十三項及び第三十六項」を「次条第二十九項、第三十項、第三十二項及び第三十五項」に改める。

第五十三条第一項中「第三十項及び第三十一項」を「第二十九項及び第三十項」に、「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第二

項中「第三十六項」を「第三十五項」に、「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第三項中「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第五項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第六項第二号中「第三十六項」を「第三十五項」に改め、同条第七項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第九項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十三項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十五項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十六項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第二十二項中「第二十条の九の三第五項」を「第二十条の九の三第六項」に改め、同条第二十五項中「第三十五項」を「第三十四項」に、「第三十六項又は第三十九項」を「第三十五項又は第三十八項」に改め、同条第二十八項中「に同項」を「又は第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に第二十六項」に、「の記載があり、かつ、」を「並びに」に改め、同条第二十九項を削り、同条第三十

項中「第三十六項」を「第三十五項」に、「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第三項中「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第五項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第六項第二号中「第三十六項」を「第三十五項」に改め、同条第七項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第九項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十三項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十五項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十六項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第二十二項中「第二十条の九の三第五項」を「第二十条の九の三第六項」に改め、同条第二十五項中「第三十五項」を「第三十四項」に、「第三十六項又は第三十九項」を「第三十五項又は第三十八項」に改め、同条第二十八項中「に同項」を「又は第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に第二十六項」に、「の記載があり、かつ、」を「並びに」に改め、同条第二十九項を削り、同条第三十

項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利

「第四十一項」を「第四十項」に、「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中

「第四十一項」を「第四十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「第三十項」を「第二十九項」に

、「第四十一項」を「第四十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「第三十項」を「第二十九項」に、「第三十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「第三十項及び第三十一項」を「第二十九項及び第三十項」に、「第三十二項」を「第三十一項」に、「第四十二項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第三十六項」に、「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を第三十七項とし、第三十九項から第四十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第四十二項中「第三十項又は第三十一項」を「第二十九項又は第三十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「第四十項」を「第三十九項」に、「第四十一項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「第四十九項」を「第四十八項」に改め、同項を同

及び義務に関する法律」に、「第四十一項」を「第四十項」に、「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に、「第四十一項」を「第四十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「第三十項」を「第二十九項」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並

びに納税者の権利及び義務に関する法律」に、「第四十一項」を「第四十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「第三十項」を「第二十九項」に、「第三十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「第三十項及び第三十一項」を「第二十九項及び第三十項」に、「第三十二項」を「第三十一項」に、「第四十二項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第三十六項」に、「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を第三十七項とし、第三十九項から第四十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第四十二項中「第三十項又は第三十一項」を「第二十九項又は第三十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「第四十項」を「第三十九項」に、「第四十一項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「第四十九項」を「第四十八項」に改め、同項を同

条第四十四項とし、同条中第四十六項を第四十五項とし、第四十七項を第四十六項とし、同条第四十八項中「第四十五項若しくは第四十六項」を「第四十四項若しくは第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条中第四十九項を第四十八項とし、第五十項から第五十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第五十三条の二に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。

第五十五条の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に

改める。

第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改め

る。

第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に

改

める。

第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改め

条第四十四項とし、同条中第四十六項を第四十五項とし、第四十七項を第四十六項とし、同条第四十八項中「第四十五項若しくは第四十六項」を「第四十四項若しくは第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条中第四十九項を第四十八項とし、第五十項から第五十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第五十三条の二に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。

第五十五条の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十八項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共

通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十八項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十九項第一号」に、「国税通則法」を「国税

に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十九項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に

る。

第六十五条の二第二項中「同条第四十項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に改める。

第七十一条の二十六第一項中「同条第四十項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に、「あん分して」を「按分して」に改める。

第七十二条の二の二第一項中「第七十二条の三十八まで」の下に「第七十二条の四十九」を加え、「第七十二条の四十九の六」を「第七十二条の四十九の十」に改める。

第七十二条の七の見出しを「(徴税吏員の事業税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第七十二条の四十九の六第一項第一号」を「第七十二条の四十九の六第一項第六号、第七十二条の四十九の十第一項第一号」に改め、「第七十二条の六十三第一項」の下に「第七十二条の六十三の二第一項第六号」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。 )の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の八第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

関する法律」に改める。

第六十五条の二第二項中「同条第四十項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に改める。

第七十一条の二十六第一項中「同条第四十項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に、「あん分して」を「按分して」に改める。

第七十二条の二の二第一項中「第七十二条の三十八まで」の下に「第七十二条の四十九」を加え、「第七十二条の四十九の六」を「第七十二条の四十九の十」に改める。

第七十二条の七の見出しを「(徴税吏員の事業税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第七十二条の四十九の六第一項第一号」を「第七十二条の四十九の六第一項第六号、第七十二条の四十九の十第一項第一号」に改め、「第七十二条の六十三第一項」の下に「第七十二条の六十三の二第一項第六号」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。 )の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の八第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の八第二項中「第七十二条の三十七第一項及び第二項」の下に、「第七十二条の四十九第二項」を加え、「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める。

第七十二条の二十三第一項ただし書中「第五十七条第七項及び第八項」を「第五十七条第八項及び第九項」に、「第五十八条第三項」を「第五十八条第四項」に改め、同条第二項第四号中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削り、同条第三項中「七年」を「九年」に、「第五項から第八項まで」を「第六項から第九項まで」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十二条の三十三の二第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該修正申告書を提出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

第七十二条の三十三の二第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日を記載しなければならない。

第七十二条の三十九の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一号

当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の八第二項中「第七十二条の三十七第一項及び第二項」の下に、「第七十二条の四十九第二項」を加え、「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める。

第七十二条の二十三第一項ただし書中「第五十七条第七項及び第八項」を「第五十七条第八項及び第九項」に、「第五十八条第三項」を「第五十八条第四項」に改め、同条第二項第四号中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削り、同条第三項中「七年」を「九年」に、「第五項から第八項まで」を「第六項から第九項まで」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十二条の二十四の十一第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七十二条の三十三の二第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該修正申告書を提出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

第七十二条の三十三の二第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日を記載しなければならない。

第七十二条の三十九の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一号

「を」第六十六条の四第十七項第一号」に  
改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改め

る。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に

改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改め

る。

第七十二条の四十九中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第七項前段」を「第八項前段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項ただし書」を「第七項ただし書」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定による更正の請求をしようとする法人は、その請求に係る更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税

「を」第六十六条の四第十八項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十八項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十九項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十九項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七十二条の四十九中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第七項前段」を「第八項前段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項ただし書」を「第七項ただし書」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定による更正の請求をしようとする法人は、その請求に係る更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税

額等、当該更正後の同項に規定する課税標準等又は税額等その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を関係道府県知事に提出しなければならない。

第七十二条の四十九を第七十二条の四十八の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(虚偽の更正の請求に関する罪)

第七十二条の四十九 前条第五項に規定する更正請求書に偽りの記載をして関係道府県知事に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の四十九の五の見出しを「(総務省の職員の法人の事業税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第七十二条の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改め、「指定する者」の下に「(以下この条から第七十二条の四十九の十までにおいて「総務省指定職員」という。)」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)」の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項

額等、当該更正後の同項に規定する課税標準等又は税額等その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を関係道府県知事に提出しなければならない。

第七十二条の四十九を第七十二条の四十八の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(虚偽の更正の請求に関する罪)

第七十二条の四十九 前条第五項に規定する更正請求書に偽りの記載をして関係道府県知事に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の四十九の五の見出しを「(総務省の職員の法人の事業税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第七十二条の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改め、「指定する者」の下に「(以下この条から第七十二条の四十九の十までにおいて「総務省指定職員」という。)」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)」の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項

中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、「質問又は検査」を「総務省指定職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の四十九の十四を第七十二条の四十九の十八とする。

第七十二条の四十九の十三第二項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第四項中「第七十二条の四十九の十一」を「第七十二条の四十九の十五」に改め、同条を第七十二条の四十九の十七とする。

第七十二条の四十九の十二を第七十二条の四十九の十六とする。

第七十二条の四十九の十一中「第七十二条の四十九の七」を「第七十二条の四十九の十一」に改め、同条を第七十二条の四十九の十五とする。

第七十二条の四十九の十を第七十二条の四十九の十四とし、第七十二条の四十九の九を第七十二条の四十九の十三とする。

第七十二条の四十九の八第十一項中「第七十二条の四十九の第十一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条を第七十二条の四十九の十二とする。

第七十二条の四十九の七を第七十二条の四十九の十一とする。

第七十二条の四十九の六第一項第一号中「前条第一項」を「第七十

中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、「質問又は検査」を「総務省指定職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の四十九の十四を第七十二条の四十九の十八とする。

第七十二条の四十九の十三第二項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第四項中「第七十二条の四十九の十一」を「第七十二条の四十九の十五」に改め、同条を第七十二条の四十九の十七とする。

第七十二条の四十九の十二を第七十二条の四十九の十六とする。

第七十二条の四十九の十一中「第七十二条の四十九の七」を「第七十二条の四十九の十一」に改め、同条を第七十二条の四十九の十五とする。

第七十二条の四十九の十を第七十二条の四十九の十四とし、第七十二条の四十九の九を第七十二条の四十九の十三とする。

第七十二条の四十九の八第十一項中「第七十二条の四十九の第十一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条を第七十二条の四十九の十二とする。

第七十二条の四十九の七を第七十二条の四十九の十一とする。

第七十二条の四十九の六第一項第一号中「前条第一項」を「第七十

二条の四十九の五第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第七十二条の四十九の五第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の四十九の六第一項第三号中「前条第一項」を「第七十二条の四十九の五第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改め、第二章第二節第二款中同条を第七十二条の四十九の十とする。

第七十二条の四十九の五の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七十二条の四十九の六 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項、第七十二条の四十九の八第三項、第七十二条の六十

二条の四十九の五第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第七十二条の四十九の五第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の四十九の六第一項第三号中「前条第一項」を「第七十二条の四十九の五第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改め、第二章第二節第二款中同条を第七十二条の四十九の十とする。

第七十二条の四十九の五の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七十二条の四十九の六 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項各号に掲げる者（以下この条及び次条において「納税義務者等」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者等（納税義務者（前条第一項第一号に掲げる者をいう。以下この項及び第七十二条の四十九の八において同じ。）について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人を

三の二第一項及び第七十二条の六十三の四第三項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 法人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 | 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 | 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

（事前通知を要しない場合）

いう。以下この項、第七十二条の四十九の八第四項、七十二条の六十三の二第一項及び第七十二条の六十三の四第四項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第二項において同じ。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を記載した書面を調査開始日（質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日をいう。以下この条において同じ。）前に交付する旨を通知した上で、当該書面を調査開始日前に交付するものとする。

一 調査を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 法人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨（調査の相手方が納税義務者である場合に限る。）

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 | 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合には、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。

3 | 総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた納税義務者等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

第七十二条の四十九の七 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

(総務省の職員の法人の事業税に関する調査の終了の際の手続)

第七十二条の四十九の八 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行った結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

2| 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を説明するものとする。

3| 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、

4| 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については適用しない。

(事前通知をしない場合の書面の交付)

第七十二条の四十九の七 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者等の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面の交付を要しない。

2| 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの間に、その調査の相手方である納税義務者等に対し、前条第一項各号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を記載した書面を交付するものとする。

(総務省の職員の法人の事業税に関する調査の終了通知)

第七十二条の四十九の八 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行った結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の

当該納税義務者への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

(政令への委任)

第七十二条の四十九の九 第七十二条の四十九の五から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の法人の事業税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の五十第一項中「第七十二条の四十九の八第一項に」を「第七十二条の四十九の十二第一項に」に、「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」

相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を書面により通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わない調査の場合には、当該納税義務者からの求めがあつた場合に限り同項の規定による通知をするものとする。

4 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項又は第二項に規定する通知に代えて、当該税務代理人への通知を行うことができる。

(政令への委任)

第七十二条の四十九の九 第七十二条の四十九の五から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の法人の事業税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の五十第一項中「第七十二条の四十九の八第一項に」を「第七十二条の四十九の十二第一項に」に、「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」

に、「第七十二条の四十九の八第一項の」を「第七十二条の四十九の十二第一項の」に改める。

第七十二条の五十四第二項中「第七十二条の四十九の十三第一項」を「第七十二条の四十九の十七第一項」に、「本条」を「この条」に、「あん分して」を「按分して」に改める。

第七十二条の五十五第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に、「本項」を「この項」に、「第七十二条の四十九の八第二項」を「第七十二条の四十九の十二第二項」に改め、同条第二項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。

第七十二条の六十三の見出しを「(総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、「指定する者」の下に「(以下この条から第七十二条の六十四までにおいて「総務省指定職員」という。)」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二項中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「質問又は検査」を「総務省指定職員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の六十三の次に次の四条を加える。

に、「第七十二条の四十九の八第一項の」を「第七十二条の四十九の十二第一項の」に改める。

第七十二条の五十四第二項中「第七十二条の四十九の十三第一項」を「第七十二条の四十九の十七第一項」に、「本条」を「この条」に、「あん分して」を「按分して」に改める。

第七十二条の五十五第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に、「本項」を「この項」に、「第七十二条の四十九の八第二項」を「第七十二条の四十九の十二第二項」に改め、同条第二項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。

第七十二条の六十三の見出しを「(総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、「指定する者」の下に「(以下この条から第七十二条の六十四までにおいて「総務省指定職員」という。)」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二項中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「質問又は検査」を「総務省指定職員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の六十三の次に次の四条を加える。

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知等)

第七十二条の六十三の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者(以下この条から第七十二条の六十三の四までにおいて「納税義務者」という。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第七十二条の六十三の四において「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 個人が行う事業に対する事業税に関する調査である旨

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 | 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 | 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知等)

第七十二条の六十三の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項各号に掲げる者(以下この条及び次条において「納税義務者等」という。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第七十二条の六十三の四において「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者等(納税義務者(前条第一項第一号に掲げる者をいう。以下この項及び第七十二条の六十三の四において同じ。))について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。次

条第二項において同じ。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を記載した書面を調査開始日(質問検査等を行う実地の調査(以下この

条において単に「調査」という。)を開始する日という。以下この

条において同じ。)前に交付する旨を通知した上で、当該書面を調査開始日前に交付するものとする。

一 調査を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 個人が行う事業に対する事業税に関する調査である旨(調査の相手方が納税義務者である場合に限る。)

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

(事前通知を要しない場合)

第七十二条の六十三の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他個人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の終了の際の手續)

第七十二条の六十三の四 総務大臣は、個人が行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行った結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

2 | 総務大臣は、個人が行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しく

2 | 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合には、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。

3 | 総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた納税義務者等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

4 | 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については適用しない。

(事前通知をしない場合の書面の交付)

第七十二条の六十三の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者等の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他個人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面の交付を要しない。

2 | 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの間に、その調査の相手方である納税義務者等に対し、前条第一項各号に掲げる事項（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）を

は決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を説明するものとする。

- 3 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

(政令への委任)

第七十二条の六十三の五 第七十二条の六十三から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の個人の事業税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

記載した書面を交付するものとする。

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の終了通知)

- 第七十二条の六十三の四 総務大臣は、個人が行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行った結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

- 2 総務大臣は、個人が行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を書面により通知するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わない調査の場合には、当該納税義務者からの求めがあつた場合に限り同項の規定による通知をするものとする。

- 4 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項又は第二項に規定する通知に代えて、当該税務代理人への通知を行うことができる。

(政令への委任)

第七十二条の六十四第一項第一号中「前条第一項」を「第七十二条の六十三第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第七十二条の六十三第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の六十四第一項第三号中「前条第一項」を「第七十二条の六十三第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改める。

第七十二条の八十四の見出しを「（徴税吏員の譲渡割に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求め」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の八十五第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし

第七十二条の六十三の五 第七十二条の六十三から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の個人の事業税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の六十四第一項第一号中「前条第一項」を「第七十二条の六十三第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第七十二条の六十三第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の六十四第一項第三号中「前条第一項」を「第七十二条の六十三第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改める。

第七十二条の八十四の見出しを「（徴税吏員の譲渡割に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求め」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の八十五第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし

た帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の九十に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならぬ。

第七十三条の八の見出しを「（徴税吏員の不動産取得税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十三条の九第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

た帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の九十に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならぬ。

第七十二条の百七第一項及び第七十二条の百八中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七十三条の八の見出しを「（徴税吏員の不動産取得税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十三条の九第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十四条の五中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

第七十四条の七の見出しを「(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。 )の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第七項中「又は第三項」を「第三項又は第六項」に改め、「質問若しくは検査又は採取」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十四条の八第一項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。 )を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第七十五条の二第三号中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

第七十七条の見出しを「(徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。 )の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加

第七十四条の五中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

第七十四条の七の見出しを「(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。 )の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第七項中「又は第三項」を「第三項又は第六項」に改め、「質問若しくは検査又は採取」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十四条の八第一項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。 )を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第七十五条の二第三号中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

第七十七条の見出しを「(徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。 )の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加

える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十八条第一項第二号を次に改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第一百六条の見出しを「（徴税吏員の自動車取得税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第一百七十七条第一項第二号を次に改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第四百四十四条の十一の見出しを「（徴税吏員の軽油引取税に関する

える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十八条第一項第二号を次に改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第一百六条の見出しを「（徴税吏員の自動車取得税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第一百七十七条第一項第二号を次に改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第四百四十四条の十一の見出しを「（徴税吏員の軽油引取税に関する

調査に係る質問検査権」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第六項中「又は第三項」を「第三項又は第五項」に、「当該徴税吏員」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百四十四条の十二第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第四百四十四条の三十八の見出しを「（総務省の職員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「指定する職員」の下に「（以下この条から第四百四十四条の三十九までにおいて「総務省指定職員」という。）」を加え、「検査させる」を「検査させ、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めさせる」に改め、同条第二項及び第三項中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は前項」に、「当該職員」を「総務省指定職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定に

調査に係る質問検査権」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第六項中「又は第三項」を「第三項又は第五項」に、「当該徴税吏員」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百四十四条の十二第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第四百四十四条の三十八の見出しを「（総務省の職員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「指定する職員」の下に「（以下この条から第四百四十四条の三十九までにおいて「総務省指定職員」という。）」を加え、「検査させる」を「検査させ、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めさせる」に改め、同条第二項及び第三項中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は前項」に、「当該職員」を「総務省指定職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定に

より提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百四十四条の三十八の次に次の四条を加える。

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等)

第四百四十四条の三十八の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一

項第一号に掲げる者(以下この条から第四百四十四条の三十八の四までにおいて「元売業者等」という。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第四百四十四条の三十八の四において「質問検査等」という。)

(を行わせる場合には、あらかじめ、当該元売業者等(当該元売業者等について税務代理人(税理士法第三十条(同法第四十八条の十六)において準用する場合を含む。))の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第四百四十四条の三十八の四第三項において同じ。))がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 軽油引取税に関する調査である旨

五 調査の対象となる期間

より提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百四十四条の三十八の次に次の四条を加える。

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等)

第四百四十四条の三十八の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一

項各号に掲げる者(以下この条及び次条において「調査対象者」という。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第四百四十四条の三十八の四において「質問検査等」という。)(を行わせる場合には、あらかじめ、当該調査対象者(元売業者等(前条第一項第一号に掲げる者をいう。以下この項及び第四百四十四条の三十八の四において同じ。))について税務代理人(税理士法第三十条(同法第四十八条の十六)において準用する場合を含む。))の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第四百四十四条の三十八の四第四項において同じ。))がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第二項において同じ。))に対し、その旨及び次に掲げる事項を記載した書面を調査開始日(質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。))を開始する日という。以下この条において同じ。))前に交付する旨を通知した上で、当該書面を調査開始日前に交付するものとする。

一 調査を開始する日時

二 調査を行う場所

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた元売業者等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認めることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

(事前通知を要しない場合)

第四百四十四条の三十八の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である元売業者等の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他軽油引取税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の終了の際の手続)

第四百四十四条の三十八の四 総務大臣は、軽油引取税に関する実地の

三 調査の目的

四 軽油引取税に関する調査である旨(調査の相手方が元売業者等である場合に限る。)

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、当該調査対象者の同意がある場合には、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。

3 総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた調査対象者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認めることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については適用しない。

(事前通知をしない場合の書面の交付)

第四百四十四条の三十八の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である調査対象者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み

調査を行った結果、元売業者等のうち元売業者について第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる」と認められない場合には、元売業者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる」と認められない旨を書面により通知するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められる場合には、元売業者以外の者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められる旨を書面により通知するものとする。

2 | 総務大臣は、軽油引取税に関する調査の結果、元売業者等のうち元売業者について第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められる場合には、当該元売業者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる」と認められる旨及びその理由を説明するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められない場合には、当該元売業者以外の者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められない旨及びその理由を説明するものとする。

3 | 実地の調査により質問検査等を行った元売業者等について税務代理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合には、当該元売業者等への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行う

、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他軽油引取税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面の交付を要しない。

2 | 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの間に、その調査の相手方である調査対象者に対し、前条第一項各号に掲げる事項（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）を記載した書面を交付するものとする。

（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の終了通知）

第四百四十四条の三十八の四 総務大臣は、軽油引取税に関する実地の調査を行った結果、元売業者等のうち元売業者について第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる」と認められない場合には、元売業者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる」と認められない旨を書面により通知するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められる場合には、元売業者以外の者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められる旨を書面により通知するものとする。

2 | 総務大臣は、軽油引取税に関する調査の結果、元売業者等のうち元売業者について第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められる場合には、当該元売業者

ことができる。

(政令への委任)

第四百四十四条の三十八の五 第四百四十四条の三十八から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の軽油引取税に関する調査の実施に  
関し必要な事項は、政令で定める。

第四百四十四条の三十九の見出し中「職員の」の下に「行う」を加え、  
同条第一項第一号中「前条第一項」を「第四百四十四条の三十八第一  
項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第四百四十四条の三十八第一項の規定による物件の提示又は提出  
の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載

に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り  
消すことができる」と認められる旨及びその理由を書面により通知す  
るものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一  
項に規定する要件に該当すると認められない場合には、当該元売業  
者以外の者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当す  
ると認められない旨及びその理由を書面により通知するものとする。

3| 前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わない調査の場合には  
、当該元売業者等からの求めがあつた場合に限り同項の規定による  
通知をするものとする。

4| 実地の調査により質問検査等を行った元売業者等について税務代  
理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合には、  
当該元売業者等への第一項又は第二項に規定する通知に代えて、当  
該税務代理人への通知を行うことができる。

(政令への委任)

第四百四十四条の三十八の五 第四百四十四条の三十八から前条までに定  
めるもののほか、総務省の職員の軽油引取税に関する調査の実施に  
関し必要な事項は、政令で定める。

第四百四十四条の三十九の見出し中「職員の」の下に「行う」を加え  
、同条第一項第一号中「前条第一項」を「第四百四十四条の三十八第一  
項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第四百四十四条の三十八第一項の規定による物件の提示又は提出  
の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載

若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第四百四十四条の三十九第一項第三号中「前条第一項」を「第四百四十四条の三十八第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改める。

第五百五十五条の見出しを「（徴税吏員の自動車税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第五百五十六条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第八十八条の見出しを「（徴税吏員の鉦区税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問

若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第四百四十四条の三十九第一項第三号中「前条第一項」を「第四百四十四条の三十八第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改める。

第五百五十五条の見出しを「（徴税吏員の自動車税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第五百五十六条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第八十八条の見出しを「（徴税吏員の鉦区税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問

又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第百八十九条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第二百六十四条の見出しを「（徴税吏員の道府県法定外普通税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二百六十五条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第百八十九条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第二百六十四条の見出しを「（徴税吏員の道府県法定外普通税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二百六十五条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第二百九十二条第一項第四号の四中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える。

九 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

九の二 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

九の三 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 所得税法第二条第一項第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定（ホにおいて「要介護認定等」という。）を受けている者

ホ 市町村民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

九の四 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

九の五 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族

第二百九十二条第一項第四号の四中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える。

九 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

九の二 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

九の三 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 所得税法第二条第一項第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定（ホにおいて「要介護認定等」という。）を受けている者

ホ 市町村民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

九の四 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

九の五 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族

、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、前年の合計所得金額が五百万円未満である市町村民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二百九十八条の見出しを「（徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求め」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二百九十九条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第三百十三条第八項中「当該純損失」を「当該純損失の金額」に改め、「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）」を削り、「その後において」を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の市町村民税について連続して」に改め、「（その提出

、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、前年の合計所得金額が五百万円未満である市町村民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二百九十八条の見出しを「（徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求め」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二百九十九条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第三百十三条第八項中「当該純損失」を「当該純損失の金額」に改め、「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）」を削り、「その後において」を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の市町村民税について連続して」に改め、「（その提出

期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。」及び「連続して」を削り、同条第九項中「第三百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第三項」を「第三百十七条の二第一項又は第三項」に、「提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において」を「提出し、かつ」に改め、「（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を削り、同条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 二百二十五万円

第三百十四条の二第一項第十一号を次のように改める。

十一 控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族 三

期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。」及び「連続して」を削り、同条第九項中「第三百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第三項」を「第三百十七条の二第一項又は第三項」に、「提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において」を「提出し、かつ」に改め、「（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を削り、同条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 二百二十五万円

第三百十四条の二第一項第十一号を次のように改める。

十一 控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族 三

十三万円（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、当該納税義務者の前年の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十三万円から当該納税義務者の前年の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金額（当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を控除した残額）

ロ 特定扶養親族 四十五万円

ハ 老人扶養親族 三十八万円

第三百十四条の二第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号ハ」に改め、同条第九項中「特定扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を削り、「時の現況による」の下に「ものとし、同項第九号の三ホに規定する要介護認定等を受けている者が同日前に既に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況による」を加える。

第三百十四条の六第一号イの表(8)中「控除対象扶養親族」の下に「特定成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。

第三百十七条の二第一項第七号中「扶養親族」の下に「(前年の合

十三万円（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、当該納税義務者の前年の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十三万円から当該納税義務者の前年の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金額（当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を控除した残額）

ロ 特定扶養親族 四十五万円

ハ 老人扶養親族 三十八万円

第三百十四条の二第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号ハ」に改め、同条第九項中「特定扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を削り、「時の現況による」の下に「ものとし、同項第九号の三ホに規定する要介護認定等を受けている者が同日前に既に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況による」を加える。

第三百十四条の六第一号イの表(8)中「控除対象扶養親族」の下に「特定成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。

第三百十七条の二第一項第七号中「扶養親族」の下に「(前年の合

計所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第三百七条の三の二第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額が五百万円以上である給与所得者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第三百七条の三の三第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第三百二十一条の八第五項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削り、同条第七項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第九項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削り、同条第十項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削り、同条第十三項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十五項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削り、同条第十六項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第二十二項中「第二十条の九の三第五項」を「第二十条の九の三第六項」に改め

計所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第三百七条の三の二第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額が五百万円以上である給与所得者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第三百七条の三の三第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第三百二十一条の八第五項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削り、同条第七項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第九項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削り、同条第十項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削り、同条第十三項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十五項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削り、同条第十六項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第二十二項中「第二十条の九の三第五項」を「第二十条の九の三第六項」に改め、同条第二十六項から第

る。

第三百二十一条の八の二に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。

第三百二十一条の十一の二第二項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に

改める。

第三百二十一条の十一の三第一項中「同条第十六項第一号」を「同条第十八項第一号」に

改める。

第三百二十八条の七第一項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第三百五十三条の見出しを「(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第三百九十六条第一項」の下に、「第三百九十六条の二第二項第六号」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若し

二十八項までの規定中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三百二十一条の八の二に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。

第三百二十一条の十一の二第二項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十八項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三百二十一条の十一の三第一項中「同条第十六項第一号」を「同条第十九項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三百二十八条の七第一項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第三百五十三条の見出しを「(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第三百九十六条第一項」の下に、「第三百九十六条の二第二項第六号」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若し

くは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第三百五十四条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第三百九十六条の見出し中「固定資産の調査に関する」を「固定資産税に関する調査に係る」に改め、同条第一項中「道府県知事が指定する者」の下に「（以下この条及び第三百九十七条において「道府県指定職員」という。）」を、「総務大臣が指定する者」の下に「（以下この条から第三百九十七条までにおいて「総務省指定職員」という。）」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「当該職員」を「当該道府県指定職員又は総務省指定職員」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「質問又は検査」を「道府県指定職員又は総務省指定職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

くは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第三百五十四条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第三百九十六条の見出し中「固定資産の調査に関する」を「固定資産税に関する調査に係る」に改め、同条第一項中「道府県知事が指定する者」の下に「（以下この条及び第三百九十七条において「道府県指定職員」という。）」を、「総務大臣が指定する者」の下に「（以下この条から第三百九十七条までにおいて「総務省指定職員」という。）」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「当該職員」を「当該道府県指定職員又は総務省指定職員」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「質問又は検査」を「道府県指定職員又は総務省指定職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県指定職員又は総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。  
第三百九十六条の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等）

第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第三百九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第三百九十六条の四第六項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時
- 二 調査を行う場所
- 三 調査の目的
- 四 固定資産税に関する調査である旨
- 五

4 道府県指定職員又は総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。  
第三百九十六条の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等）

第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項各号に掲げる者（以下この条及び次条において「納税義務者等」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者等（納税義務者（前条第一項第一号に掲げる者をいう。以下この項及び第三百九十六条の四において同じ。）について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第三百九十六条の四第七項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第二項において同じ。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を記載した書面を調査開始日（質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日をいう。以下この条において同じ。）前に交付する旨を通知した上で、当該書面を調査開始日前に交付するものとする。

一

調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について第三百八十八条第四項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、第一項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

(事前通知を要しない場合)

第三百九十六条の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他固定資産税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

調査を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 固定資産税に関する調査である旨(調査の相手方が納税義務者である場合に限る。)

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合には、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。

3 総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた納税義務者等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について第三百八十八条第四項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、第一項の規定は、当該事項に関する質問検査等については適用しない。

(総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了の際の手續)

第三百九十六条の四 総務大臣は、調査が第三百八十八条第四項第二号の助言のための調査である場合には、当該調査の終了時において、当該納税義務者に対し、当該調査が終了した旨を書面により通知するものとする。

2| 総務大臣は、調査が第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査である場合であつて、実地の調査を行つた結果、価格等の決定又は決定された価格等の修正(以下この条において「価格等の決定等」という。)をすべきと認められないときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

3| 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、価格等の決定等をすべきと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められる旨及びその理由を説明するものとする。

4| 総務大臣は、調査が第四百二十二条の二第一項の指示のための調査である場合であつて、実地の調査を行つた結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行われていると認められるときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていると認められる旨を書面により通知

(事前通知をしない場合の書面の交付)

第三百九十六条の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者等の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他固定資産税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面の交付を要しない。

2| 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの間に、その調査の相手方である納税義務者等に対し、前条第一項各号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を記載した書面を交付するものとする。

(総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了通知)  
第三百九十六条の四 総務大臣は、調査が第三百八十八条第四項第二号の助言のための調査である場合には、当該調査の終了時において、当該納税義務者に対し、当該調査が終了した旨を書面により通知するものとする。

2| 総務大臣は、調査が第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査である場合であつて、実地の調査を行つた結果、価格等の決定又は決定された価格等の修正(以下この条において「価格等の決定等」という。)をすべきと認められないときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において価格等の決定等をすべき

するものとする。

5| 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行われていないと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていないと認められる旨及びその理由を説明するものとする。

6| 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への前各項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

(政令への委任)

第三百九十六条の五 第三百九十六条から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の固定資産税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

と認められない旨を書面により通知するものとする。

3| 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、価格等の決定等をすべきと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められる旨及びその理由を書面により通知するものとする。

4| 総務大臣は、調査が第四百二十二条の二第一項の指示のための調査である場合であつて、実地の調査を行つた結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行われていると認められるときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていると認められる旨を書面により通知するものとする。

5| 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行われていないと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていないと認められる旨及びその理由を書面により通知するものとする。

6| 第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わない調査の場合には、当該納税義務者からの求めがあつた場合に限り当該各項の規定による通知をするものとする。

7| 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代

第三百九十七条の見出し中「固定資産の調査に関する」を「固定資産に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う」に改め、同条第一項第一号中「前条」を「第三百九十六条」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第三百九十六条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三百九十七条第一項第三号中「前条の規定による道府県の職員又は総務省の職員」を「第三百九十六条の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員」に改める。

第四百五十条の見出しを「（徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項と

理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項から第五項までに規定する通知に代えて、当該税務代理人への通知を行うことができる。

（政令への委任）

第三百九十六条の五 第三百九十六条から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の固定資産税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

第三百九十七条の見出し中「固定資産の調査に関する」を「固定資産に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う」に改め、同条第一項第一号中「前条」を「第三百九十六条」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第三百九十六条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三百九十七条第一項第三号中「前条の規定による道府県の職員又は総務省の職員」を「第三百九十六条の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員」に改める。

第四百五十条の見出しを「（徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項と

し、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百五十一条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第四百六十八条中「四千六百十八円」を「五千二百六十二円」に改める。

第四百七十条の見出しを「（徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第七項中「又は第三項」を「第三項又は第六項」に、「質問若しくは検査又は採取」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百七十一条第一項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし

し、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百五十一条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第四百六十八条中「四千六百十八円」を「五千二百六十二円」に改める。

第四百七十条の見出しを「（徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第七項中「又は第三項」を「第三項又は第六項」に、「質問若しくは検査又は採取」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百七十一条第一項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし

た帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第五百二十五条の見出しを「（徴税吏員の鉱産税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第五百二十六条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第五百八十八条の見出しを「（徴税吏員の特別土地保有税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

た帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第五百二十五条の見出しを「（徴税吏員の鉱産税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第五百二十六条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第五百八十八条の見出しを「（徴税吏員の特別土地保有税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第五百八十九条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第六百七十四条の見出しを「（徴税吏員の市町村法定外普通税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第六百七十五条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第七百条の五十九の見出しを「（徴税吏員の狩猟税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第五百八十九条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第六百七十四条の見出しを「（徴税吏員の市町村法定外普通税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第六百七十五条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者は提出した者

第七百条の五十九の見出しを「（徴税吏員の狩猟税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、

若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める  
「」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「  
質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項と  
し、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え  
る。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定  
により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百条の六十第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正  
当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし  
た書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提  
出した者

第七百一条の五の見出しを「（徴税吏員の入湯税に関する調査に係  
る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若  
しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」  
に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質  
問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし  
、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える  
。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定  
により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百一条の六第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める  
「」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「  
質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項と  
し、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え  
る。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定  
により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百条の六十第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正  
当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし  
た書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提  
出した者

第七百一条の五の見出しを「（徴税吏員の入湯税に関する調査に係  
る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若  
しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」  
に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質  
問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし  
、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える  
。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定  
により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百一条の六第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし  
た帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しく  
は提出した者

第七百一条の三十五の見出しを「（徴税吏員の事業所税に関する調  
査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査  
し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求  
める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え  
、「質問又は検査」を「指定都市等の徴税吏員」に改め、同項を同条  
第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の  
項を加える。

4 指定都市等の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の  
規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百一条の三十六第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正  
当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし  
た帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しく  
は提出した者

第七百七条の見出しを「（徴税吏員の水利地益税等に関する調査に  
係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「徴税吏員」を「地方団体  
の徴税吏員」に、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その  
写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中  
「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「地方  
団体の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条

当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし  
た帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しく  
は提出した者

第七百一条の三十五の見出しを「（徴税吏員の事業所税に関する調  
査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査  
し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求  
める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え  
、「質問又は検査」を「指定都市等の徴税吏員」に改め、同項を同条  
第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の  
項を加える。

4 指定都市等の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の  
規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百一条の三十六第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正  
当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし  
た帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しく  
は提出した者

第七百七条の見出しを「（徴税吏員の水利地益税等に関する調査に  
係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「徴税吏員」を「地方団体  
の徴税吏員」に、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その  
写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中  
「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「地方  
団体の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条

第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百八条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百三十三条の四の見出しを「（徴税吏員の法定外目的税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「地方団体の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百三十三条の五第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百三十四条第三項中「第三十四項」を「第三十三項」に、「第

第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百八条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百三十三条の四の見出しを「（徴税吏員の法定外目的税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「地方団体の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百三十三条の五第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百三十四条第三項中「第三十四項」を「第三十三項」に、「第

四十項から第四十三項まで」を「第三十九項から第四十二項まで」に改める。

第七百四十八条第一項及び第二項中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第四十二項」に改める。

附則第三条の三第一項及び第二項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改め、同条第六項中「附則第三条の三第五項」を「附則第三条の三第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に掲げる道府県民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 前年の合計所得金額が五百万円未満である道府県民税の所得割を課すべき者 扶養親族

二 前年の合計所得金額が五百万円以上である道府県民税の所得割を課すべき者 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ及びロに定めるもの

イ 道府県民税の所得割を課すべき者が、総務省令で定めるところにより、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を、第八項に規定する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成

四十項から第四十三項まで」を「第三十九項から第四十二項まで」に改める。

第七百四十八条第一項及び第二項中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第四十二項」に改める。

附則第三条の三第一項及び第二項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改め、同条第六項中「附則第三条の三第五項」を「附則第三条の三第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に掲げる道府県民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 前年の合計所得金額が五百万円未満である道府県民税の所得割を課すべき者 扶養親族

二 前年の合計所得金額が五百万円以上である道府県民税の所得割を課すべき者 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ及びロに定めるもの

イ 道府県民税の所得割を課すべき者が、総務省令で定めるところにより、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を、第八項に規定する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成

年扶養親族にあつては、当該申告書に記載されたものに限る。

ロ イ以外の場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）

附則第三条の三に次の一項を加える。

8 第五項及び第六項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に掲げる市町村民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 前年の合計所得金額が五百万円未満である市町村民税の所得割を課すべき者 扶養親族

二 前年の合計所得金額が五百万円以上である市町村民税の所得割を課すべき者 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ及びロに定めるもの

イ 市町村民税の所得割を課すべき者が、総務省令で定めるところにより、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、当該申告書に記載されたものに限る。）

ロ イ以外の場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）

附則第四条第七項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第

年扶養親族にあつては、当該申告書に記載されたものに限る。

ロ イ以外の場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）

附則第三条の三に次の一項を加える。

8 第五項及び第六項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に掲げる市町村民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 前年の合計所得金額が五百万円未満である市町村民税の所得割を課すべき者 扶養親族

二 前年の合計所得金額が五百万円以上である市町村民税の所得割を課すべき者 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ及びロに定めるもの

イ 市町村民税の所得割を課すべき者が、総務省令で定めるところにより、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、当該申告書に記載されたものに限る。）

ロ イ以外の場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）

附則第四条第七項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第



附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ中「第十条の七」を「第十条の六」に改める。

附則第六条第三項中「第五項の」を「第六項の」に、「第五項第三号」を「第六項第三号」に改め、同条第六項中「第五項の」を「第六項の」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第八条の二第一項中「第七項又は」を「第七項、」に改め、「第六十八条の十五第五項」の下に「又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第七十五条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第七項」を加え、同条第二項中「第十二条の十一第五項又は」を「第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若し

附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ中「第十条の七」を「第十条の六」に改める。

附則第六条第三項中「第五項の」を「第六項の」に、「第五項第三号」を「第六項第三号」に改め、同条第六項中「第五項の」を「第六項の」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第八条の二第一項中「第七項又は」を「第七項、」に改め、「第六十八条の十五第五項」の下に「又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第七十五条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第七項」を加え、同条第二項中「第十二条の十一第五項又は」を「第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十六条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若し

くは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項又は」に改め、「第四十二条の十一第五項、」の下に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、」を加え、同条第三項中「第三十五項から第三十九項まで」を「第三十四項から第三十八項まで」に、「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十四項」に改める。

附則第九条の四第一項中「第七十一条第一号」を「第七十一条第一項第一号」に改める。

附則第十二条の二中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。  
附則第十七条の二第五項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項

くは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十九条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項又は」に改め、「第四十二条の十一第五項、」の下に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十六条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十九条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、」を加え、同条第三項中「第三十五項から第三十九項まで」を「第三十四項から第三十八項まで」に、「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十四項」に改める。

附則第九条の四第一項中「国税通則法第七十一条第一号」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十一条第一項第一号」に、「同法第七十一条第一号」を「同法第七十一条第一項第一号」に改める。

附則第九条の十第一項及び第九条の十一中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

附則第十二条の二中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。  
附則第十七条の二第五項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項

の次に次のように加える。

第三百九十六条 の四第四項及び 第五項	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基 準	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基準及 び附則第十七条の第二 一項の修正基準
	同項の固定資産評価 基準	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基準及 び附則第十七条の第二 一項の修正基準

附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第三百九十六条 の四第四項及び 第五項	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基 準	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基準及 び附則第十七条の第二 一項の修正基準
	同項の固定資産評価 基準	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基準及 び附則第十七条の第二 一項の修正基準

附則第三十条の二中「二千百九十円」を「二千四百九十五円」に改める。

附則第三十三条の二第三項第一号中「第八号」の下に、「第九号の

の次に次のように加える。

第三百九十六条 の四第四項及び 第五項	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基 準	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基準及 び附則第十七条の第二 一項の修正基準
	同項の固定資産評価 基準	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基準及 び附則第十七条の第二 一項の修正基準

附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第三百九十六条 の四第四項及び 第五項	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基 準	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基準及 び附則第十七条の第二 一項の修正基準
	同項の固定資産評価 基準	第三百八十八条第一 項の固定資産評価基準及 び附則第十七条の第二 一項の修正基準

附則第三十条の二中「二千百九十円」を「二千四百九十五円」に改める。

附則第三十三条の二第三項第一号中「第八号」の下に、「第九号の

五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第七項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七号の二第一項第七号、第三百十七号の三の二第一項第二号、第三百十七号の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第七項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七号の二第

五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第七項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七号の二第

附則第三十三条の三第三項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第七項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七号の二第

一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第三十四条第三項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七号」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第六項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第三十四条の二第十一項第一号中「第十七条の五第一項及び第二項」を「第十七条の五第三項及び第四項」に改める。

附則第三十五条第四項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三

一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第三十四条第三項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七号」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第六項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第三十四条の二第十一項第一号中「第十七条の五第一項及び第二項」を「第十七条の五第三項及び第四項」に改める。

附則第三十五条第四項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三



第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第三十五条の四第二項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第五項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第五十条第一項から第三項までの規定中「第七十二条の四十九の八」を「第七十二条の四十九の十二」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「第七十二条の四十九の八第七項」を「第七十二条の四十九の十二第七項」に改め、同条第五項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に、「第七十二条の四十九の八第十項」を「第七十二条の四十九の十二第十項」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第三十五条の四第二項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第五項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

**第二条** 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法第三十四条第一項第十一号の改正規定中、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に、「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、「第四項、」を「改め、「（扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。第四項及び第九項並びに第三十七条において同じ。）及び」（扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項、第五項及び第九項並びに第三十七条において同じ。）」に改める。

第一条のうち地方税法第三百十四条の二第一項第十一号の改正規定中、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に、「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、「第四項、」を「改め、「（扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。第四項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。）及び」（扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項、第五項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。）」に改める。

**（地方人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）**

**第三条** 地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

**第二条** 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法第三十四条第一項第十一号の改正規定中、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に、「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、「第四項、」を「改め、「（扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。第四項及び第九項並びに第三十七条において同じ。）及び」（扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項、第五項及び第九項並びに第三十七条において同じ。）」に改める。

第一条のうち地方税法第三百十四条の二第一項第十一号の改正規定中、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に、「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、「第四項、」を「改め、「（扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。第四項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。）及び」（扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項、第五項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。）」に改める。

附則第十二条第十一項中「百分の百二十」を「百分の百三十五」に改める。

**（地方人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）**

**第三条** 地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し及び同条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共

第二十四条第一項第二号中「帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者」を「規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二條」を「第二十一条―第二十二條の二」に改める部分に限る。）、同法第十九條の改正規定、同法第一章第十五節中第二十二條の次に一條を加える改正規定、同法第七十二條の二の二第一項の改正規定（「第七十二條の三十八まで」の下に、「第七十二條の四十九」を加える部分に限る。）、同法第七十二條の八第二項の改正規定（「第七十二條の四十九の六第二項」を「第七十二條の四十九の十第二項」に改める部分を除く。）及び同法第七十二條の四十九を同法第七十二條の四十八の二とし、同條の次に一條を加える改正規定 公布の日から起算して二月を経過した日

##### 二 第一条中地方税法

第二十三条第一項第十号を

通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二十四条第一項第二号中「帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者」を「規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二條」を「第二十一条―第二十二條の二」に改める部分に限る。）、同法第十九條の改正規定、同法第一章第十五節中第二十二條の次に一條を加える改正規定、同法第七十二條の二の二第一項の改正規定（「第七十二條の三十八まで」の下に、「第七十二條の四十九」を加える部分に限る。）、同法第七十二條の八第二項の改正規定（「第七十二條の四十九の六第二項」を「第七十二條の四十九の十第二項」に改める部分を除く。）及び同法第七十二條の四十九を同法第七十二條の四十八の二とし、同條の次に一條を加える改正規定 平成二十三年六月一日

##### 二 第一条中地方税法の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二條

」を「第二十一条―第二十二條の二」に改める部分を除く。）、同法第十八條の四第一項の改正規定、同法第二十三条第一項第十号を

削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分を除く。）、同法

第三十二条第八項及び第九項、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、第五十条の七第一項、

第七十二条の二十三第二項第四号並びに

削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分を除く。）、同法第二十六

条、第二十七条第一項第二号、第三十二条第八項及び第九項、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに第五十条の七第一項の改正規定、同法第七十二条の二の二第一

項の改正規定（「第七十二条の三十八まで」の下に「第七十二条の四十九」を加える部分を除く。）、同法第七十二条の七及び第七

十二条の八第一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定（「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の二十三第二項第四号の改正規定、同法第七十二条の四十九の五の改正規定（同条第一項の改正規定（「第七十二条の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二条の四十九の十四を同法第七十二条の四十九の十八とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十三の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十七とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十二を同法第七十二条の四十九の十六とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十一の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十五とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十を同法第七十二条の四十九の十四とし、同法第七十二条の四十九の九を同法第七十二条の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二条の四十九の八第十一項の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十二とする改正規定、同法第七十二条の四十九

二第三号

第七十五条の

の改正規定

、同法第二百九十二条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分を除く。）並びに同法

第三百十三条第八項及び第九項、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに第三百二十八条の七第一項

の七を同法第七十二条の四十九の十一とする改正規定、同法第七十二条の四十九の六第一項の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条を同法第七十二条の四十九の十とする改正規定、同法第七十二条の四十九の五の次に四号を加える改正規定、同法第七十二条の五十一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五及び第七十二条の六十三の改正規定、同条の次に四号を加える改正規定、同法第七十二条の六十四第一項、第七十二条の八十四、第七十二条の八十五第一項第二号、第七十三条の八、第七十三条の九第一項第二号、第七十四条の七、第七十四条の八第一項第三号、第七十五条の二第三号、第七十七条、第七十八条第一項第二号、第一百六条、第一百七十七条第一項第二号、第一百四十四条の十一、第一百四十四条の十二第一項第二号及び第一百四十四条の三十八の改正規定、同条の次に四号を加える改正規定、同法第一百四十四条の三十九、第一百五十五条、第一百五十六条第一項第二号、第一百八十八条、第一百八十九条第一項第二号、第二百六十四条及び第二百六十五条第一項第二号の改正規定、同法第二百九十二条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分を除く。）、同法第二百九十八条、第二百九十九条第一項第二号、第三百十三条第八項及び第九項、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、第三百二十八条の七第一項、第三百五十三条、第三百五十四条第一項第二号並びに第三百九十六条の改正規定、同条の次に四号を加える改正規定並びに同法第三百九十七条、第四百五十条、第四百五十一条第一項第

の改正規定

並びに同法附則第四条第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七条」を「第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条第四項」に改める部分に限る。）、同条第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四条の六」を「第三百十四条の六、第三百十七條の二第一項第七号、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並びに前条第八項」に改める部分に限る。）、同法附則第四条の二第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七条」を「第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」に改める部分に限る。）、同条第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四条の六」を「第三百十四條の六、第三百十七條の二第一項第七号、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」に改める部分に限る。）、同法附則第七條

の改正規定並びに同法附則第三十三條の二から第三十

二号、第四百七十条、第四百七十一条第一項第三号、第五百二十五条、第五百二十六条第一項第二号、第五百八十八条、第五百八十九条第一項第二号、第六百七十四条、第六百七十五条第一項第二号、第七百条の五十九、第七百条の六十第一項第二号、第七百一条の五、第七百一条の六第一項第二号、第七百一条の三十五、第七百一条の三十六第一項第二号、第七百七条、第七百八条第一項第二号、第七百三十三條の四及び第七百三十三條の五第一項第二号の改正規定並びに同法附則第四条第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七条」を「第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条第四項」に改める部分に限る。）、同条第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四条の六」を「第三百十四條の六、第三百十七條の二第一項第七号、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並びに前条第八項」に改める部分に限る。）、同法附則第四条の二第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七条」を「第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」に改める部分に限る。）、同条第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四條の六」を「第三百十四條の六、第三百十七條の二第一項第七号、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」に改める部分に限る。）、同法附則第七條及び第十七條の二の改正規定並びに同法附則第三十三條の二から第三十

四条まで、第三十五条、第三十五条の二及び第三十五条の四の改正規定（「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三」を加える部分に限る。）並びに附則第六条第二項

から第七項まで及び第九条第二項から第七項までの規定、附則第十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二の改正規定（「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三十七号の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分に限る。）並びに附則第十四条の規定 平成二十四年一月一日

三 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の四、第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項、第七十二条の二十三第一項ただし書及び第三項並びに第二百九十二条第一項第四号の四の改正規定並びに同法第三百二十一条の八の改正規定（同条第二十二項に係る部分を除く。）並びに同

四条まで、第三十五条、第三十五条の二及び第三十五条の四の改正規定（「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三」を加える部分に限る。）並びに附則第六条第二項から第七項まで及び第九条第二項から第七項までの規定、附則第十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二の改正規定（「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三十七号の三の三第一項第二号、附則第三条の三」を加える部分に限る。）並びに附則第十四条の規定 平成二十四年一月一日

三 第一条中地方税法第七十四条の五及び第四百六十八条の改正規定並びに同法附則第五条の四、第十二条の二及び第三十条の二の改正規定、第二条中地方税法等の一部を改正する法律附則第十二条第十四項の改正規定並びに附則第八条及び第十条の規定 平成二十四年

四月一日

法附則第八条の二第一項及び第二項の改正規定並びに附則第六条第九項、第七条第二項、第九条第九項及び第十五条の規定 平成二十四年四月一日

四 第一条中地方税法の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二條」を「第二十一条―第二十二條の二」に改める部分を除く。）、同法第十八條の四第一項の改正規定、同法第二十三條第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分に限る。）、同法第二十六条、第二十七條第一項第二号、第三十二條第十一項、第三十四條、第三十七條第一号イ及び第四十五條の二第一項第七号の改正規定、同法第七十二條の二の二第一項の改正規定（「第七十二條の三十八まで」の下に、「第七十二條の四十九」を加える部分を除く。）、同法第七十二條の七及び第七十二條の八第一項第二号の改正規定、同法第二項の改正規定（「第七十二條の四十九の六第二項」を「第七十二條の四十九の十第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十二條の四十九の五の改正規定（同條第一項の改正規定（「第七十二條の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二條の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二條の四十九の十四を同法第七十二條の四十九の十八とする改正規定、同法第七十二條の四十九の十三の改正規定、同條を同法第七十二條の四十九の十七とする改正規定、同法第七十二條の四十九の十二を同法第七十二條の四十九の十六とする改正規定、同法第七十二條の四十九の十一の改正規定、同條を同法第七十二條の

四 第一条中地方税法

第二十三條第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分に限る。）、同法第三十二條第十一項、第三十四條、第三十七條第一号イ及び第四十五條の二第一項第七号の改正規定

四十九の十五とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十を同法第七十二条の四十九の十四とし、同法第七十二条の四十九の九を同法第七十二条の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二条の四十九の八第十一項の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十二とする改正規定、同法第七十二条の四十九の七を同法第七十二条の四十九の十一とする改正規定、同法第七十二条の四十九の六第一項の改正規定、同法第二章第二節第二款同条を同法第七十二条の四十九の十とする改正規定、同法第七十二条の四十九の五の次に四條を加える改正規定、同法第七十二条の五十第一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五及び第七十二条の六十三の改正規定、同条の次に四條を加える改正規定、同法第七十二条の六十四第一項、第七十二条の八十四、第七十二条の八十五第一項第二号、第七十三条の八、第七十三条の九第一項第二号、第七十四条の七、第七十四条の八第一項第三号、第七十七条、第七十八条第一項第二号、第一百十六條、第一百十七條第一項第二号、第一百四十四條の十一、第一百四十四條の十二第一項第二号及び第一百四十四條の三十八の改正規定、同条の次に四條を加える改正規定、同法第一百四十四條の三十九、第一百五十五條、第一百五十六條第一項第二号、第一百八十八條、第一百八十九條第一項第二号、第二百六十四條及び第二百六十五條第一項第二号の改正規定、同法第二百九十二条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分に限る。）、同法第二百九十八條、第二百九十九條第一項第二号、第三百十三條第十一項、第三百十四

、同法第二百九十二条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分に限る。）並びに同法

第三百十三條第十一項、第三百十四

条の二、第三百十四條の六第一号イ、第三百十七條の二第一項第七号、第三百五十三條、第三百五十四條第一項第二号及び第三百九十六條の改正規定、同條の次に四條を加える改正規定並びに同法第三百九十七條、第四百五十條、第四百五十一條第一項第二号、第四百七十條、第四百七十一條第一項第三号、第五百二十五條、第五百二十六條第一項第二号、第五百八十八條、第五百八十九條第一項第二号、第六百七十四條、第六百七十五條第一項第二号、第七百條の五十九、第七百條の六十第一項第二号、第七百一條の五、第七百一條の六第一項第二号、第七百一條の三十五、第七百一條の三十六第一項第二号、第七百七條、第七百八條第一項第二号、第七百三十三條の四及び第七百三十三條の五第一項第二号の改正規定並びに同法附則第三條の三の改正規定、同法附則第四條第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七條」を、「第三十七條、第四十五條の二第一項第七号、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに前條第四項」に改める部分を除く。）、同條第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四條の六」を、「第三百十四條の六、第三百十七條の二第一項第七号、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並びに前條第八項」に改める部分を除く。）、同法附則第四條の二第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七條」を、「第三十七條、第四十五條の二第一項第七号、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに附則第三條の三第四項」に改める部分を除く。）、同條第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四

条の二、第三百十四條の六第一号イ及び第三百十七條の二第一項第七号

の改正規定並びに同法附

則第三條の三の改正規定、同法附則第四條第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七條」を、「第三十七條、第四十五條の二第一項第七号、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに前條第四項」に改める部分を除く。）、同條第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四條の六」を、「第三百十四條の六、第三百十七條の二第一項第七号、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並びに前條第八項」に改める部分を除く。）、同法附則第四條の二第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七條」を、「第三十七條、第四十五條の二第一項第七号、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに附則第三條の三第四項」に改める部分を除く。）、同條第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四

条の六」を「第三百十四条の六、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」に改める部分を除く。）、同法附則第六条及び第十七条の二の改正規定、同法附則第三十三条の二から第三十四条まで、第三十五条、第三十五条の二及び第三十五条の四の改正規定（「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分を除く。）並びに同法附則第五十条の改正規定、第三条の規定並びに附則第三条、第五条第二項、第六条第一項及び第九条第一項の規定並びに附則第十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二の改正規定（「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分を除く。）

五 第一条中地方税法第七十四条の五及び第四百六十八条の改正規定並びに同法附則第五条の四、第十二条の二及び第三十条の二の改正

条の六」を「第三百十四条の六、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」に改める部分を除く。）、同法附則第六条の改正規定並びに同法附則第三十三条の二から第三十四条まで、第三十五条、第三十五条の二及び第三十五条の四の改正規定（「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分を除く。）並びに附則第六条第一項及び第九条第一項の規定並びに附則第十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二の改正規定（「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に、「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分を除く。）

平成二十五年一月一日

規定並びに附則第八条及び第十条の規定 平成二十五年四月一日

(更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。

）第十七条の五の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項に規定する法定納期限が到来する地方税又は加算金について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十七条の五第一項に規定する法定納期限が到来した地方税に係る更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間については、なお従前の例による。

2 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定納期限が到来する地方税（当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に旧法第十八条第一項に規定する法定納期限が到来した地方税の徴収権の時効については、なお従前の例による。

(行政手続法の適用除外に関する経過措置)

**第三条** 新法第十八条の四第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧法第十八条の四第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

(更正の請求に関する経過措置)

**第四条** 新法第二十条の九の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求について適用し、施行日前に旧法第二十条の九の三第一項に規定する法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求については、なお従前の例による。

(更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。

）第十七条の五の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項に規定する法定納期限が到来する地方税又は加算金について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十七条の五第一項に規定する法定納期限が到来した地方税に係る更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間については、なお従前の例による。

2 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定納期限が到来する地方税（当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に旧法第十八条第一項に規定する法定納期限が到来した地方税の徴収権の時効については、なお従前の例による。

(行政手続法の適用除外に関する経過措置)

**第三条** 新法第十八条の四第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧法第十八条の四第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

(更正の請求に関する経過措置)

**第四条** 新法第二十条の九の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求について適用し、施行日前に旧法第二十条の九の三第一項に規定する法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求については、なお従前の例による。

2 新法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の規定は、施行日以後に行う更正の請求について適用し、施行日前に行った更正の請求については、なお従前の例による。

3 新法第五十三条の二、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条の九十及び第三百二十一条の八の二の規定は、施行日以後に国の税務官署がこれらの規定に規定する更正又は決定の通知をした場合の更正の請求について適用し、施行日前に国の税務官署が旧法第五十三条の二、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条の九十又は第三百二十一条の八の二に規定する更正又は決定の通知をした場合の更正の請求については、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の三十三の二第一項の規定は、施行日以後に法人が同項の規定による修正申告書を提出し、又は同項の規定による更正若しくは決定の通知を受けた場合の更正の請求について適用し、施行日前に法人が旧法第七十二条の三十三の二第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同項の規定による更正若しくは決定の通知を受けた場合の更正の請求については、なお従前の例による。

(質問検査権に関する経過措置)

**第五条** 施行日から附則第一条第一号に定める日の前日までの間における新法第七十二条の四十九の五第一項の規定の適用については、同項中「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項」とあるのは、「第七十二条の四十九第八項又は第九項」とする。

2 新法第七十二条の四十九の八、第七十二条の六十三の四、第四百四十一条の三十八の四及び第三百九十六条の四の規定は、平成二十五年一

2 新法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の規定は、施行日以後に行う更正の請求について適用し、施行日前に行った更正の請求については、なお従前の例による。

3 新法第五十三条の二、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条の九十及び第三百二十一条の八の二の規定は、施行日以後に国の税務官署がこれらの規定に規定する更正又は決定の通知をした場合の更正の請求について適用し、施行日前に国の税務官署が旧法第五十三条の二、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条の九十又は第三百二十一条の八の二に規定する更正又は決定の通知をした場合の更正の請求については、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の三十三の二第一項の規定は、施行日以後に法人が同項の規定による修正申告書を提出し、又は同項の規定による更正若しくは決定の通知を受けた場合の更正の請求について適用し、施行日前に法人が旧法第七十二条の三十三の二第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同項の規定による更正若しくは決定の通知を受けた場合の更正の請求については、なお従前の例による。

(質問検査権に関する経過措置)

**第五条** 施行日から平成二十三年五月三十一日までの間における新法第七十二条の四十九の五第一項の規定の適用については、同項中「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項」とあるのは、「第七十二条の四十九第八項又は第九項」とする。

2 新法第七十二条の四十九の八、第七十二条の六十三の四、第四百四十一条の三十八の四及び第三百九十六条の四の規定は、平成二十四年一

月一日以後に新法第七十二条の四十九の五第一項、第七十二条の六十三第一項、第四百四十四条の三十八第一項又は第三百九十六条第一項に規定する質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行う調査について適用する。

(道府県民税に関する経過措置)

**第六条** 新法第二十三条第一項、第三十二条第十一項、第三十四条、第三十七条第一号イ、第四十五条の二第一項第七号及び附則第三条の三第一項から第四項までの規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第八項及び第九項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の三の二第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

4 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同項に規定する申告書について適用する。

5 新法第五十条の七第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する新法第五十条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

6 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新法附則第四条第七項第一号、第四条の二第七項第一号、第三十三条の

月一日以後に新法第七十二条の四十九の五第一項、第七十二条の六十三第一項、第四百四十四条の三十八第一項又は第三百九十六条第一項に規定する質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行う調査について適用する。

(道府県民税に関する経過措置)

**第六条** 新法第二十三条第一項、第三十二条第十一項、第三十四条、第三十七条第一号イ、第四十五条の二第一項第七号及び附則第三条の三第一項から第四項までの規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第八項及び第九項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の三の二第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

4 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同項に規定する申告書について適用する。

5 新法第五十条の七第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する新法第五十条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

6 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新法附則第四条第七項第一号、第四条の二第七項第一号、第三十三条の

二第三項第一号、第三十三條の三第三項第一号、第三十四條第三項第一号、第三十五條第四項第一号、第三十五條の二第五項第一号及び第三十五條の四第二項第一号の規定の適用については、新法附則第四条第七項第一号中「、第四十五條の二第一項第七号、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに前条第四項」とあるのは、「、第四十五條の三の二第一項第二号並びに第四十五條の三の三第一項第二号」と、新法附則第四条の二第七項第一号中「、第四十五條の二第一項第七号、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」とあるのは、「、第四十五條の三の二第一項第二号並びに第四十五條の三の三第一項第二号」と、新法附則第三十三條の二第三項第一号、第三十三條の三第三項第一号、第三十四條第三項第一号、第三十五條第四項第一号、第三十五條の二第五項第一号及び第三十五條の四第二項第一号中「、第四十五條の二第一項第七号、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは、「、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号」とする。

7 平成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（旧法第五十條の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧法附則第七條第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

8 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及

二第三項第一号、第三十三條の三第三項第一号、第三十四條第三項第一号、第三十五條第四項第一号、第三十五條の二第五項第一号及び第三十五條の四第二項第一号の規定の適用については、新法附則第四条第七項第一号中「、第四十五條の二第一項第七号、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに前条第四項」とあるのは、「、第四十五條の三の二第一項第二号並びに第四十五條の三の三第一項第二号」と、新法附則第四条の二第七項第一号中「、第四十五條の二第一項第七号、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」とあるのは、「、第四十五條の三の二第一項第二号並びに第四十五條の三の三第一項第二号」と、新法附則第三十三條の二第三項第一号、第三十三條の三第三項第一号、第三十四條第三項第一号、第三十五條第四項第一号、第三十五條の二第五項第一号及び第三十五條の四第二項第一号中「、第四十五條の二第一項第七号、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは、「、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号」とする。

7 平成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（旧法第五十條の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧法附則第七條第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

8 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及

び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 新法第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日以後に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

10 新法第五十三条第二十八項の規定は、施行日以後に同条第二十六項の法人税割額に係る道府県民税の申告書の提出期限が到来する法人の

び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 新法第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日以後に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

10 新法第五十三条第二十八項の規定は、施行日以後に同条第二十六項の法人税割額に係る道府県民税の申告書の提出期限が到来する法人の

道府県民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

**第七条** 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の二十三第三項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度（連結事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する期間を除く。）において生じた新法第七十二条の二十三第三項の欠損金額又は同日以後に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた旧法第七十二条の二十三第三項の欠損金額又は同日前に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた同項の個別欠損金額について適用し、同日前に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた旧法第七十二条の二十三第三項の欠損金額又は同日前に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項の個別欠損金額については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

**第八条** 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

**第九条** 新法第二百九十二条第一項、第三百十三条第十一項、第三百十

道府県民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

**第七条** 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の二十三第三項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度（連結事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する期間を除く。）において生じた新法第七十二条の二十三第三項の欠損金額又は同日以後に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項の個別欠損金額について適用し、同日前に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた旧法第七十二条の二十三第三項の欠損金額又は同日前に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた同項の個別欠損金額については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

**第八条** 平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

**第九条** 新法第二百九十二条第一項、第三百十三条第十一項、第三百十

四条の二、第三百十四条の六第一号イ、第三百十七条の二第一項第七号及び附則第三条の三第五項から第八項までの規定は、平成二十五年  
度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度  
分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十三条第八項及び第九項の規定は、平成二十四年度以後  
の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分まで  
の個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百十七条の三の二第一項の規定は、平成二十四年一月一日  
以後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告  
書について適用する。

4 新法第三百十七条の三の三第一項の規定は、平成二十四年一月一日  
以後に提出する同項に規定する申告書について適用する。

5 新法第三百二十八条の七第一項の規定は、平成二十四年一月一日以  
後に提出する新法第三百二十八条の六第一項第一号に規定する退職所  
得申告書について適用する。

6 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新  
法附則第四条第十三項第一号、第四条の二第十三項第一号、第三十三  
条の二第七項第一号、第三十三条の三第七項第一号、第三十四条第六  
項第一号、第三十五条第八項第一号、第三十五条の二第十項第一号及  
び第三十五条の四第五項第一号の規定の適用については、新法附則第  
四条第十三項第一号中「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十  
七条の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並び  
に前条第八項」とあるのは、「、第三百十七條の三の二第一項第二号並

四条の二、第三百十四条の六第一号イ、第三百十七条の二第一項第七  
号及び附則第三条の三第五項から第八項までの規定は、平成二十五年  
度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度  
分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十三条第八項及び第九項の規定は、平成二十四年度以後  
の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分まで  
の個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百十七条の三の二第一項の規定は、平成二十四年一月一日  
以後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告  
書について適用する。

4 新法第三百十七条の三の三第一項の規定は、平成二十四年一月一日  
以後に提出する同項に規定する申告書について適用する。

5 新法第三百二十八条の七第一項の規定は、平成二十四年一月一日以  
後に提出する新法第三百二十八条の六第一項第一号に規定する退職所  
得申告書について適用する。

6 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新  
法附則第四条第十三項第一号、第四条の二第十三項第一号、第三十三  
条の二第七項第一号、第三十三条の三第七項第一号、第三十四条第六  
項第一号、第三十五条第八項第一号、第三十五条の二第十項第一号及  
び第三十五条の四第五項第一号の規定の適用については、新法附則第  
四条第十三項第一号中「、第三百十七條の二第一項第七号、第三百十  
七条の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並び  
に前条第八項」とあるのは、「、第三百十七條の三の二第一項第二号並

びに第三百十七条の三の三第一項第二号」と、新法附則第四条の二第二十三項第一号中「、第三百十七条の二第二項第七号、第三百十七条の三の二第二項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」とあるのは「、第三百十七条の三の二第二項第二号並びに第三百十七条の三の三第一項第二号」と、新法附則第三十三条の二第七項第一号、第三十三条の三第七項第一号、第三十四条第六項第一号、第三十五条第八項第一号、第三十五条の二第十項第一号及び第三十五条の四第五項第一号中「、第三百十七条の二第二項第七号、第三百十七条の三の二第二項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」とあるのは「、第三百十七条の三の二第二項第二号、附則第三条の三第八項」とする。

7 平成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（旧法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。）に係る旧法附則第七条第三項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

8 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 新法第三百二十一条の八第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定は、平成二十年四月一日

びに第三百十七条の三の三第一項第二号」と、新法附則第四条の二第二十三項第一号中「、第三百十七条の二第二項第七号、第三百十七条の三の二第二項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」とあるのは「、第三百十七条の三の二第二項第二号並びに第三百十七条の三の三第一項第二号」と、新法附則第三十三条の二第七項第一号、第三十三条の三第七項第一号、第三十四条第六項第一号、第三十五条第八項第一号、第三十五条の二第十項第一号及び第三十五条の四第五項第一号中「、第三百十七条の二第二項第七号、第三百十七条の三の二第二項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」とあるのは「、第三百十七条の三の二第二項第二号、附則第三条の三第八項」とする。

7 平成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（旧法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。）に係る旧法附則第七条第三項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

8 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 新法第三百二十一条の八第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定は、平成二十年四月一日

以後に終了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日以後に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に終了した事業年度において生じた旧法第三百二十一条の八第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

**第十条** 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成二十五年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の第十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十三を乗じて得た割合」とする。

3 平成二十六年年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三

以後に終了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日以後に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に終了した事業年度において生じた旧法第三百二十一条の八第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

**第十条** 平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成二十五年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の第十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十四を乗じて得た割合」とする。

3 平成二十六年年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三

第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十四を乗じて得た割合」とする。

4 平成二十七年の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十三条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第五項第二号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三

第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一」を乗じて得た割合」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十三条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第五項第二号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に、「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三



(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第十四条** 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における前条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二の規定の適用については、同条第五項第二号及び第八項第二号中「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは、「、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号」と、同条第十一項第二号及び第十四項第二号中「、第三百十七條の二第一項第七号、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」とあるのは、「、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号」とする。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

**第十五条** 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中「七年」を「九年」に改める。

(国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

**第十六条** 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第十四条** 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における前条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二の規定の適用については、同条第五項第二号及び第八項第二号中「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは、「、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号」と、同条第十一項第二号及び第十四項第二号中「、第三百十七條の二第一項第七号、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」とあるのは、「、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号」とする。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

**第十五条** 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中「七年」を「九年」に改める。

(国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

**第十六条** 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済

社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改め、同条のうち地方税法等の一部を改正する法律附則第十九条の次に一条を加える改正規定中「附則第十九条」を「附則第十一条」に改め、附則第十九条の二を附則第十一条の二とする。

社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改め、同条のうち地方税法等の一部を改正する法律附則第十九条の次に一条を加える改正規定中「附則第十九条」を「附則第十一条」に改め、附則第十九条の二を附則第十一条の二とする。